

基づく権限を行うこと。

25～25の8 省略

25の9 愛媛県屋外広告物条例第29条の規定に基づく広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告に関すること。

26・26の2 省略

26の3 愛媛県屋外広告物条例第35条の規定に基づく屋外広告業者登録簿の閲覧に関すること。

26の4 省略

26の5 愛媛県屋外広告物条例第42条の規定に基づく屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告に関すること。

26の6 愛媛県屋外広告物条例第44条第2項の規定に基づく屋外広告業者監督処分簿の閲覧に関すること。

26の7 省略

26の8 駐車場法第12条、第13条第1項及び第4項、第14条、第18条並びに第19条の規定に基づく権限を行うこと。

26の9 宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づく工事の許可に関すること。

26の10 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく工事の変更の許可に関すること。

26の11 宅地造成等規制法第13条の規定に基づく工事完了検査に関すること。

26の12 宅地造成等規制法第15条の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。

26の13 宅地造成等規制法第16条第2項の規定に基づく宅地の保全の勧告に関すること。

26の14 宅地造成等規制法第18条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

26の15 宅地造成等規制法第19条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

26の16 宅地造成等規制法第21条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。

27～33 省略

2 土木事務所長は、前項第4号及び第12号に掲げる事項を専決処理したときはその都度地方局長及び知事に、同項第9号から第11号までに掲げる事項を専決処理したときはその都度地方局長に報告しなければならない。

3 省略

25～25の8 省略

26・26の2 省略

26の3 省略

26の4 省略

27～33 省略

2 土木事務所長は、前項第4号及び第9号から第12号までに掲げる事項を専決処理したときは、その都度地方局長及び知事 \_\_\_\_\_ に報告しなければならない。

3 省略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

各地方機関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）又は地域農業室長、産地育成室長若しくは企画検査室長（以下「室長」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。
- (3) 省略

(決裁事項)

第4条 決裁者は、別表第1から別表第9までの決裁区分の欄に○印をもつて示すところにより決裁するものとする。

2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第9までに掲げられていないものの決裁については、局長が定める。

3 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	局長	部長	総務県民課長
	部長	省略	
		土木事務所長（土木事務所に係る事務に限る。）	用地管理課長（東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては管理課長、南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所にあつては事業管理課長。以下この表において同じ。）
		省略	
	省略		
	室長	室長補佐、技術室長補佐又は室長が指定した職員	
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1 公文書に関する事務	1 特に重要な告示、公告、公示、掲示その他の公表に関すること。	○		
	2 重要な告示、公告、公示、掲示その他の公表に関すること。		○	
	3 軽易な告示、公告、公示、掲示その他の公表に関すること。			○
	4 特に重要な指令、達、通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。	○		

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 専決 部長\_\_\_\_\_、課長（\_\_\_\_\_出納室長を含む。以下同じ。）又は地域農業室長、産地育成室長若しくは企画検査室長（以下「室長」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。
- (3) 省略

(決裁事項)

第4条 決裁者は、別表第1から別表第6までの決裁区分の欄に○印をもつて示すところにより決裁するものとする。

2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第6までに掲げられていないものの決裁については、局長が定める。

3 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	局長	部長	総務調整課長
	部長	省略	
		土木事務所長（土木事務所に係る事務に限る。）	用地管理課長（八幡浜地方局大洲土木事務所 _____ _____ 及び同地方局西予土木事務所にあつては、事業管理課長。以下この表において同じ。）
		省略	
	省略		
	室長	_____技術室長補佐又は室長が指定した職員	
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事 項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1 公文書に関する事務				
	1 特に重要な_____通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。	○		

	5 重要な指令、達、通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。		○	
	6 軽易な指令、達、通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。			○
	7 省略			
	8 省略			
2～7 省略				
8 収入 又は支出 を伴う 事務	1・2 省略			
	3 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。			
	(1) 決裁を経た1件1億円以上5億円未満の工事及び工事委託	○		
	(2) 決裁を経た1件5,000万円以上1億円未満の工事及び工事委託		○	
	(3) 決裁を経た1件5,000万円未満の工事及び工事委託			○
	(4) 決裁を経た1件3,000万円以上1億円未満の調査、測量及び設計の委託	○		
	(5) 省略			
	(6) 省略			
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 省略			
	(10) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(13)に掲げるものを除く。）	○		
	(11) 決裁を経た1件200万円以上1,000万円未満の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(13)に掲げるものを除く。）		○	
	(12) 決裁を経た1件200万円未満の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(13)に掲げるものを除く。）			○
(13) 省略				
4 次に掲げるものの支出命令に関すること。				
(1) 決裁を経た1件1億円以上5億円未満の工事費及び工事委託費	○			
(2) 決裁を経た1件5,000万円以上1億円未満の工事費及び工事委託費		○		
(3) 決裁を経た1件5,000万円未満の工事費及び工事委託費			○	
(4) 決裁を経た1件3,000万円以上1億円未満の調査、測量及び設計の委託費	○			
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
	2 重要な_____通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。		○	
	3 軽易な_____通知、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等に関すること。			○
	4 省略			
	5 省略			
2～7 省略				
8 収入 又は支出 を伴う 事務	1・2 省略			
	3 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。			
	(1) 決裁を経た1件7,000万円以上_____の工事_____	○		
	(2) 決裁を経た1件3,000万円以上7,000万円未満の工事_____		○	
	(3) 決裁を経た1件3,000万円未満の工事_____			○
	(4) 省略			
	(5) 省略			
	(6) 省略			
	(7) 省略			
	(8) 省略			
	(9) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(12)に掲げるものを除く。）	○		
	(10) 決裁を経た1件200万円以上1,000万円未満の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(12)に掲げるものを除く。）		○	
	(11) 決裁を経た1件200万円未満の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(12)に掲げるものを除く。）			○
	(12) 省略			
4 次に掲げるものの支出命令に関すること。				
(1) 決裁を経た1件7,000万円以上_____の工事費_____	○			
(2) 決裁を経た1件3,000万円以上7,000万円未満の工事費_____		○		
(3) 決裁を経た1件3,000万円未満の工事費_____			○	
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				

	(10) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(13)に掲げるものを除く。)	○		
	(11) 決裁を経た1件200万円以上1,000万円未満の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(13)に掲げるものを除く。)		○	
	(12) 決裁を経た1件200万円未満の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(13)に掲げるものを除く。)			○
	(13) 省略			
	5 省略			
9・10 省略				

備考 1 省略

2 この表4の部3の項(3)及び(4)並びに4の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「総務企画部長」とする。

3 地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1) 1の部6の項から8の項まで
- (2) 4の部1の項(1)オ及び(3)並びに2の項
- (3)・(4) 省略
- (5) 10の部3の項

4 支局長の専決処理すべき事務に係るこの表1の部2の項及び5の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

別表第2 (第4条関係)

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長	
総務県民課					

	(9) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(12)に掲げるものを除く。)	○		
	(10) 決裁を経た1件200万円以上1,000万円未満の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(12)に掲げるものを除く。)		○	
	(11) 決裁を経た1件200万円未満の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(12)に掲げるものを除く。)			○
	(12) 省略			
	5 省略			
9・10 省略				

備考 1 省略

2 この表4の部3の項(3)及び(4)並びに4の項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「総務県民部長」とする。

3 地域農業室、産地育成室又は企画検査室 \_\_\_\_\_ に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1) 1の部3の項から5の項まで
- (2) 4の部1の項(1)オ \_\_\_\_\_
- (3)・(4) 省略

別表第2 (第4条関係)

局長の権限に属する \_\_\_\_\_ 事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長	
総務調整課	1 管内地方機関の総合調整に関する事務	1 県の主要施策の推進に係る管内の地方機関の総合調整に関すること。	○		
	2 管内の他の執行機関の総合指導及び監督並びに市町その他公共団体に対する総合的助言	1 自治功勞による叙勲、褒賞及び表彰の具申に関すること(市町に係るものに限る。)	○		
		2 一部事務組合の設立及び規約変更の許可並びに規約変更及び解散の届出に関すること。	○		
		3 一部事務組合の証明に関すること。			○
	4 地方自治法第296条の5の規定に基づく財産区の財産処分同意に関すること。	○			
5 市町との情報連絡に関すること。	○				

1 管内の事務事業の調整等に関する事務	1 省略			
2 省略				
3 行政書士及び行政書士法人並びに自衛官募集に関する事務	1 行政書士試験の受験願書(県外居住者に係るものを除く。)の受理に関する事(愛媛県行政書士法施行細則第5条第1項)。 2 省略 3 その他行政書士及び行政書士法人に関する事。 4 省略			○   ○
4 省略				
5 省略				
6 省略				

6 その他の総合的助言に関する事務				○
3 管内の事務事業の調整等に関する事務	1 重要な事務事業の調整に関する事。 2 省略			○
4 省略				
5 地方交付税及び地方債(市町分)並びに市町税に関する事務	1 普通地方交付税基礎数値に関する事。 2 特別地方交付税算定に関する事。 3 市町(市町を構成員とする一部事務組合を含む。)の起債協議又は起債許可に関する事(地方財政法第5条の3第1項、第3項、第5条の4第1項)。 4 基準地及び標準地の調査に関する事。			○ ○ ○ ○
6 広域行政圏、土地開発公社(市町分)及び地方公営企業に関する事務	1 広域行政圏計画に関する事。 2 土地開発公社の事業計画及び経理に関する事。 3 地方公営企業決算統計に関する事。			○ ○ ○
7 行政書士及び行政書士法人並びに自衛官募集に関する事務	1 行政書士試験の受験願書(県外居住者に係るものを除く。)の受理に関する事(愛媛県行政書士法施行細則第5条第1項)。 2 省略 3 その他行政書士及び行政書士法人に関する事。 4 省略			○   ○
8 省略				
9 省略				
10 広報、広聴その他情報に関する事務	1 県政の広報に関する事。 2 情報の収集及び伝達に関する事。 3 県民世論調査に関する事。 4 県政モニターに関する事。			○ ○ ○ ○
11 地方報道機関との連絡協調に関する事務	1 地方報道機関との連絡協調に関する事。			○
12 県民相談に関する事務	1 県民相談に関する事。			○
13 省略				
14 地域計画等に関する事務	1 地域計画等に関する事。			○

7	省略								
8	省略								
9	製造の請負等に係る競争入札参加資格審査に関する事務	1 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格の認定（製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条、第4条）							○
		2 記載事項の変更並びに事業の休止及び廃止の届出の受理（製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第6条第1項）							○
10	省略								
11	省略								
12	省略								
13	省略								
14	省略								
15	NPO・ボランティアに関する事務	1 NPO・ボランティア活動の推進に関すること。							○
16	県民生活の安定及び向上に係る事業の実施に関する事務	1 県民生活の安定及び向上に係る事業の実施に関すること。	○						
17	消費生活行政の推進及び調整に関する事務	1 消費者啓発及び指導に関すること。							○
		2 消費者教育に関すること。							○
18	国民生活安定緊急措置法の施行に関する事務	1 指定物資の標準価格等の表示に関する指示（第6条第2項）	○						
		2 指定物資の販売価格引下げの指示（第7条第1項）	○						
		3 指定物資の販売に関する報告の徴収、立入検査等（第30条第1項）							○
19	生活関連物資等の買占め及び売惜しみ	1 特定物資の需給及び価格の調査（第3条）							○
		2 特定物資の売渡しに関する指示、命令、裁定及び通知（第4条第1項、第2項、第4項、第5項）	○						
15	地域環境整備事業の推進及び調整に関する事務	1 地域環境整備事業（水道を除く。）の箇所調整に関すること。							○
16	生活交通の維持及び確保に関する事務	1 愛媛県生活交通確保対策地区協議会に関すること。							○
17	省略								
18	省略								
19	省略								
20	省略								
21	省略								
22	省略								
23	省略								

<p>に対する緊急措置法の施行に関する事務</p>	<p>3 特定物資の販売等に関する報告の徴収、立入検査等（第5条第1項、第2項）</p>		○	
<p>20 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事務</p>	<p>1 違反業者に対する禁止若しくは再発防止のための必要事項又は公示その他必要事項の指示（第7条）</p>	○		
<p></p>	<p>2 違反業者及び関連事業者に対する報告の徴収及び立入検査（第9条第1項）</p>		○	
<p></p>	<p>3 身分証明書の交付（第9条第2項）</p>		○	
<p>21 特定商取引に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 資料提出要求（第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第68条、特定商取引に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第18条第1項から第3項まで）</p>		○	
<p></p>	<p>2 申出の受理（第60条第1項、第68条、政令第18条第1項から第3項まで）</p>			○
<p></p>	<p>3 報告の徴収及び立入検査（第66条第1項から第3項まで、第68条、政令第18条第4項から第6項まで）</p>		○	
<p>22 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務</p>	<p>1 愛媛県商品表示基準適合義務に対する指導（第18条第2項）</p>		○	
<p></p>	<p>2 不適正な取引行為に対する指導（第21条）</p>		○	
<p></p>	<p>3 地区物価対策県民会議の運営（第28条第2項）</p>	○		
<p></p>	<p>4 指定商品の物価監視（第29条第2項）</p>	○		
<p></p>	<p>5 指定商品の物価監視の結果に基づく必要な措置の指導又は勧告（第30条）</p>		○	
<p></p>	<p>6 報告の徴収、立入調査及び商品等の提出の要求（第31条第1項）</p>		○	
<p></p>	<p>7 身分証明書の交付（第31条第2項）</p>		○	
<p></p>	<p>8 処理の経過及び結果の通知（愛媛県消費生活条例施行規則第26条第2項）</p>		○	
<p></p>	<p>9 申出に対する必要な調査（第33条第2項）</p>		○	
<p>23 青少年の健全育成に関する事務</p>	<p>1 青少年の健全育成に関すること。</p>			○
<p>24 愛媛県青少年保護条例の施行に関する事務</p>	<p>1 有害図書類等の陳列に係る指示又は勧告（第5条第8項）</p>		○	
<p></p>	<p>2 自動販売機等による図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けに関すること。 (1) 自動販売機等の設置、変更等及び承継の届出に係る措置（第5条の3第1項、第3項、第5条の5、第5条の6第3項）</p>			○

	(2) 届出済証の再交付（愛媛県青少年保護条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第6条第4項）			○
	(3) 指示又は勧告（第5条の7第3項）		○	
	3 自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売に関すること。			
	(1) 自動販売機の設置、変更等及び承継の届出に係る措置（第5条の3第3項、第5条の5、第5条の6第3項、第13条の6第1項、第3項）			○
	(2) 届出済証の再交付（規則第6条第4項、第11条第4項）			○
	(3) 指示又は勧告（第13条の5第2項）		○	
	4 報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査（第17条第1項）			○
	5 立入調査員の証の交付（第17条第2項）			○
25 消費生活協同組合法の施行に関する事務	1 定款変更の認可（第43条第3項）		○	
	2 共済事業の規約の認定、変更又は廃止の認可（第43条第4項）		○	
	3 員外利用の許可（第12条第3項）		○	
	4 業務又は会計の状況の検査（第94条）		○	
26 コミュニティ対策に関する事務	1 コミュニティづくりの推進に関すること。		○	
27 男女共同参画に関する施策の企画及び調整に関する事務	1 男女共同参画に関する施策の企画	○		
	2 地方局男女共同参画推進班の運営		○	
	3 男女共同参画に関する問題の連絡調整			○
28 省資源・省エネルギー運動の推進に関する事務	1 省資源・省エネルギー運動の推進		○	
29 金融に係る消費者知識の普及に関する事務	1 金融に係る消費者知識の普及に係ること。			○
30 自然公園法の施行に関する事務	1 自然公園の施設に関すること。			
	(1) 自然公園の簡易施設の修繕及び廃止		○	

	(2) 自然公園の公園区域表示標識の修繕及び廃止			○
	2 特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可等(第13条第3項、第6項から第8項まで、第14条第3項、第6項、第7項)		○	
	3 利用調整地区に関すること。			
	(1) 区域内への立入りの認定等(第15条第3項第6号、第16条第1項、第3項から第5項まで、自然公園法施行規則第13条の4)		○	
	(2) 指定認定機関の指定等(第17条第1項、第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項)		○	
	4 海中公園地区における各種行為の許可等(第24条第3項、第6項、第7項)		○	
	5 普通地域内各種行為の届出の受理等(第26条第1項、第6項)		○	
	6 中止及び必要な措置の命令(第27条第1項)		○	
	7 報告の徴収及び立入検査(第28条第1項、第2項)		○	
	8 風景地保護協定の締結等(第31条第1項、第4項、第5項、第32条、第34条、第35条)		○	
	9 公園管理団体の指定等(第37条、第40条から第42条まで)		○	
	10 国の機関が行う行為に係る協議等(第56条第1項、第3項、第4項)		○	
31 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1 県立自然公園の施設に関すること。			
	(1) 自然公園の簡易施設の修繕及び廃止		○	
	(2) 自然公園の公園区域表示標識の修繕及び廃止			○
	2 特別地域における各種行為の許可等(第14条第4項、第6項から第8項まで)		○	
	3 利用調整地区に関すること。			
	(1) 区域内への立入りの認定等(第15条第3項第6号、第16条第1項、第4項、第5項)		○	
	(2) 指定認定機関の指定等(第17条第1項、第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項)		○	
	4 普通地域内各種行為の届出の受理(第25条第1項、第6項)		○	
	5 中止及び必要な措置の命令(第26条第1項)		○	
	6 報告の徴収及び立入検査(第27条第1項、第2項)		○	
7 風景地保護協定の締結等(第30条第1項、第4項、第5項、第31条、第33条、第34条)		○		
8 公園管理団体の指定等(第36条、第39条から第41条まで)		○		

	9 国の機関が行う行為に係る協議等（自然公園法第56条第1項、第3項、第4項、第66条第2項）			○
32 愛媛県自然環境保全条例の施行に関する事務	1 特別地区に関すること。			
	(1) 特別地区内各種行為の許可（第21条第4項）			○
	(2) 応急措置の届出の受理（第21条第7項）			○
	2 野生動植物保護地区内各種行為の許可（第22条第3項第6号）			○
	3 普通地区内各種行為の届出の受理等（第23条第1項、第5項）			○
	4 中止命令、報告、検査等（第24条、第25条第1項）			○
	5 標識の移転等の承認（第34条第3項）			○
33 愛媛県自然海浜保全条例の施行に関する事務	1 保全地区の周知のための措置（第4条）			○
	2 保全地区内の各種行為の届出等の受理（第5条第1項、第2項）			○
	3 勧告等及び措置の報告（第6条、第7条）			○
34 交通安全対策に関する事務	1 市町交通安全実施計画に関すること。			○
	2 すぐやる交通安全対策班会議及び要望処理に関すること。			○
35 消防に関する事務	1 消防思想の普及宣伝に関すること。			○
	2 市町の消防計画の作成の指導			○
	3 消防力の整備指針に関する資料の作成指導			○
	4 危険物取扱者の講習に関すること。			○
36 災害対策に関する事務	1 市町地域防災計画に関すること。			○
	2 災害情報の収集及び伝達に関すること。			○
	3 災害対策本部地方局支部の設置及び解散に関すること。	○		
37 防災対策に関する事務	1 防災対策の推進に関すること。			○
38 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務	1 市町の国民の保護に関する計画に関すること。			○
	2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態に関する情報の収集及び伝達に関すること。			○
39 火薬類取締法の施行に関する事務	1 火薬類の製造、販売、貯蔵、廃棄及び輸入の規制に関すること。			

(1) 製造及び販売営業の許可等（第3条、第5条、第56条の2、火薬類取締法施行令（以下この部において「政令」という。）第16条第1項）		○	
(2) 製造施設等の変更の許可（第10条第1項、第56条の2、政令第16条第1項）			○
(3) 製造施設の軽微な変更工事の届出の受理（第10条第2項、第56条の2、政令第16条第1項）			○
(4) 火薬庫の設置等の許可（第12条第1項）		○	
(5) 火薬庫の設備等の変更の許可（第12条第1項）			○
(6) 火薬庫の軽微な変更工事の届出の受理（第12条第2項）			○
(7) 火薬庫設置の許可の承継の届出の受理（第12条の2第2項）			○
(8) 火薬庫の所有及び占有の免除の許可（第13条）			○
(9) 製造施設等の完成検査（第15条第1項、第2項、第56条の2、政令第16条第1項、火薬類取締法施行規則（以下この部において「省令」という。）第41条第2項）			○
(10) 指定完成検査機関等による製造施設等の完成検査の届出等の受理（第15条第1項ただし書、第2項第1号、第2号、第3項、第45条の3の10第1項、第56条の2、政令第16条第2項）			○
(11) 営業の廃止等の届出の受理（第16条、第56条の2、政令第16条第1項）			○
(12) 輸入の許可（第24条第1項）			○
(13) 輸入の届出の受理（第24条第3項）			○
(14) 火薬類の廃棄の許可（第27条第1項）		○	
(15) 火薬庫外貯蔵場所の指示（省令第15条第1項）			
ア 新規の指示		○	
イ 2回目以降の指示			○
(16) 製造業者等からの報告及び届出の受理（省令第81条の14の表第1号、第2号、第4号、第5号、第7号から第10号まで、第14号、第15号）			○
2 保安に関すること。			
(1) 危害予防規程の認可及び変更の認可（第28条第1項、第56条の2、政令第16条第1項）			○
(2) 危害予防規程の変更の届出の受理（第28条第2項、第56条の2、政令第16条第1項）			○
(3) 保安教育計画の認可及び変更の認可（第29条第1項、第56条の2、政令第16条第1項）			○

	(4) 保安責任者等の選任及び解任の届出の受理 (第30条第3項、第56条の2、政令第16条第1項)			○
	(5) 保安責任者の代理者の選任及び解任の届出の受理 (第33条第2項、第56条の2、政令第16条第1項)			○
	(6) 保安検査 (第35条第1項、第56条の2、政令第16条第1項、省令第44条の2第4項)			○
	(7) 指定保安検査機関等による特定施設等の保安検査の届出等の受理 (第35条第1項第1号、第2号、第3項、第45条の3の10第2項、第56条の2、政令第16条第2項)			○
	(8) 定期自主検査の計画の届出及び終了報告の受理 (第35条の2第2項、第3項、第56条の2、政令第16条第1項)			○
	(9) 火薬類の安定度試験の結果報告の受理 (第36条第1項)			○
	3 監督処分に関すること。			
	(1) 製造及び販売営業の許可の取消し及び事業の停止命令 (第8条、第44条、第56条の2、政令第16条第1項)	○		
	(2) 製造施設等の基準適合命令 (第9条第3項、第56条の2、政令第16条第1項)			○
	(3) 貯蔵の技術上の基準適合命令 (第11条第3項)			○
	(4) 火薬庫の構造等の基準適合命令 (第14条第2項)			○
	(5) 危害予防規程の変更命令 (第28条第4項、第56条の2、政令第16条第1項)			○
	(6) 保安責任者等の解任命令 (第34条、第56条の2、政令第16条第1項)			○
	(7) 火薬類の安定度試験の実施命令 (第36条第2項)			○
	(8) 報告の徴収 (第42条、第56条の2、政令第16条第1項)			○
	(9) 立入検査等 (第43条)			○
	(10) 緊急措置 (第45条、第56条の2、政令第16条第1項)	○		
	(11) 事故報告の徴収 (第46条第2項)			○
	(12) 現状変更の禁止及びその解除 (第47条)		○	
	4 公安委員会等への通報 (第52条第2項)			○
40 武器等製造法の施行に関する事務	1 猟銃等の製造及び販売の事業の許可 (第5条第2項、第17条、第19条)		○	
	2 猟銃等の製造及び販売の事業許可の取消し等 (第6条、第15条、第20条)	○		
	3 猟銃等の製造事業者及び販売事業者からの承継の届出の受理 (第7条第2項、第20条)			○

	4 製造又は販売する猟銃等の種類の変更の許可（第5条第2項、第8条、第20条）			○
	5 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の移転の許可（第5条第2項、第12条、第20条）			○
	6 猟銃等の製造及び販売の事業の廃止の届出の受理（第13条、第20条）			○
	7 製造設備及び保管設備に対する技術上の基準等の適合命令（第9条第3項、第20条）			○
	8 猟銃等の試験的製造の許可（第18条ただし書）			○
	9 猟銃等の製造事業者及び販売事業者からの報告の徴収（第24条）			○
	10 猟銃等の製造事業所及び販売事業所の立入検査（第25条第1項）			○
	11 公安委員会等への通報（第28条第1項）			○
41 高圧ガス保安法の施行に関する事務	1 高圧ガスの製造、貯蔵、販売及び消費等の規制に関すること。			
	(1) 製造の許可（第5条第1項）		○	
	(2) 第二種製造者の届出の受理（第5条第2項）			○
	(3) 第一種製造者の承継の届出の受理（第10条第2項）			○
	(4) 第二種製造者の承継の届出の受理（第10の2第2項）			○
	(5) 第一種製造者の施設等の変更の許可（第14条第1項）			○
	(6) 第一種製造者の施設の軽微な変更の届出の受理（第14条第2項）			○
	(7) 第二種製造者の施設等の変更の届出の受理（第14条第4項）			○
	(8) 第一種貯蔵所の設置の許可（第16条第1項）		○	
	(9) 第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理（第17条第2項）			○
	(10) 第二種貯蔵所の設置の届出の受理（第17条の2第1項）			○
	(11) 第一種貯蔵所の変更工事の許可（第19条第1項）			○
	(12) 第一種貯蔵所の軽微な変更工事の届出の受理（第19条第2項）			○
	(13) 第二種貯蔵所の変更工事の届出の受理（第19条第4項）			○
(14) 完成検査（第20条第1項本文、第3項、一般高圧ガス保安規則（以下この部において「一般則」という。）第31条第2項、液化石油ガス保安規則（以下この部において「液石則」という。）第32条第2項、コンビナート等保安規則（以下この部において「コンビ則」という。）第15条第2項、冷凍保安規則（以下この部において「冷凍則」という。）第21条第2項）			○	

15	高圧ガス保安協会等の完成検査を受けた旨の届出の受理（第20条第1項ただし書、第3項第1号）			○
16	高圧ガス保安協会等の完成検査の結果報告の受理（第20条第4項）			○
17	販売事業の届出の受理（第20条の4）			○
18	販売業者の承継の届出の受理（第20条の4の2第2項）			○
19	販売する高圧ガスの種類の変更の届出の受理（第20条の7）			○
20	製造等の廃止等の届出の受理（第21条）			○
21	輸入検査（第22条第1項、一般則第45条第3項、液石則第45条第3項、冷凍則第31条第3項）			○
22	高圧ガス保安協会等の輸入検査の結果報告の受理（第22条第2項）			○
23	特定高圧ガス消費の届出の受理（第24条の2）			○
24	特定高圧ガス消費施設等変更の届出の受理（第24条の4第1項）			○
25	特定高圧ガス消費廃止の届出の受理（第24条の4第2項）			○
26	販売主任者等の選任等の届出の受理（第27条の2第5項、第28条第3項）			○
27	危険時の届出の受理（第36条第2項）			○
28	車両に固定された容器への充てん場所の届出の受理（一般則第8条第2項第1号リ）			○
29	検査記録の届出の受理（第39条の11第1項）			○
2	保安に関すること。			
(1)	危害予防規程の届出の受理（第26条第1項）			○
(2)	保安統括者等の選任及び解任の届出の受理（第27条の2第5項、第6項、第27条の3第3項、第27条の4第2項）			○
(3)	保安統括者等の代理者の選任及び解任の届出の受理（第27条の2第5項、第33条第3項）			○
(4)	保安検査（第35条第1項、一般則第79条第4項、液石則第77条第4項、コンビ則第34条第4項、冷凍則第40条第4項）			○
(5)	特定施設の使用休止の届出の受理（一般則第79条第2項、液石則第77条第2項、コンビ則第34条第2項）			○
(6)	高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理（第35条第1項第1号）			○
(7)	高圧ガス保安協会等の保安検査の結果報告の受理（第35条第3項）			○

(8) 検査記録の届出の受理 (第39条の11第2項)			○
3 容器、機器及び原料ガスの 規制に関すること。			
(1) 容器検査(第44条第1項、 第78条の4、高圧ガス保安 法施行令(以下この部にお いて「政令」という。)第 18条第2項)			○
(2) 容器への刻印等(第45条 第1項、第2項、第78条の 4、政令第18条第2項)			○
(3) 特別充てんの許可(第48 条第5項、第78条の4、政 令第18条第2項)			○
(4) 容器検査所の登録及び登 録更新(第50条第3項、第 4項、第78条の4、政令第 18条第2項)			○
(5) 容器再検査(第49条第1 項、第3項、第4項、第78 条の4、政令第18条第2項)			○
(6) 附属品検査(第49条の2 第1項、第78条の4、政令 第18条第2項)			○
(7) 附属品への刻印(第49条 の3第1項、第78条の4、 政令第18条第2項)			○
(8) 附属品の再検査(第49条 の4第1項、第3項、第78 条の4、政令第18条第2項)			○
(9) 検査主任者の選任及び解 任の届出の受理(第52条第 2項、第78条の4、政令第 18条第2項)			○
(10) 容器に充てんするガスの 種類等の変更に係る刻印等 (第54条第1項、第2項、 第78条の4、政令第18条第 2項)			○
(11) 容器及び附属品の規格不 適合の報告の受理(第56条 第2項、第4項、第78条の 4、政令第18条第2項)			○
(12) 容器検査所の廃止の届出 の受理(第56条の2、第78 条の4、政令第18条第2項)			○
4 監督処分に関すること。			
(1) 第一種製造者の製造の許 可の取消し(第9条)	○		
(2) 製造施設等の基準適合命 令(第11条第3項、第12条 第3項)			○
(3) 第一種貯蔵所及び第二種 貯蔵所の基準適合命令(第 15条第2項、第18条第3項)			○
(4) 販売業者等に対する周知 等の勧告及びこれに従わな い旨の公表(第20条の5第 2項、第3項)			○
(5) 販売業者等に対する基準 適合命令(第20条の6第2 項)			○
(6) 輸入高圧ガスの廃棄等の 命令(第22条第3項)			○
(7) 特定高圧ガス消費施設等 の基準適合命令(第24条の 3第3項)			○
(8) 危害予防規程の変更命令 (第26条第2項)			○

	(9) 危害予防規程の遵守命令等 (第26条第4項)			○
	(10) 保安教育計画の変更命令 (第27条第2項)			○
	(11) 保安教育計画の実行等の勧告 (第27条第5項)			○
	(12) 保安統括者等の解任命令 (第34条)			○
	(13) 許可の取消し及び停止命令 (第38条)	○		
	(14) 緊急措置 (第39条)	○		
	(15) 容器製造設備等の基準適合命令 (第41条第2項、第78条の4、政令第18条第2項)			○
	(16) 災害防止命令 (第49条の30、第49条の35)		○	
	(17) 検査主任者の解任命令 (第52条第4項、第78条の4、政令第18条第2項)			○
	(18) 容器検査所の登録の取消し及び再検査の停止命令 (第53条、第78条の4、政令第18条第2項)	○		
	(19) 容器及び附属品の処分命令 (第56条第1項、第4項、第78条の4、政令第18条第2項)			○
	(20) 報告の徴収 (第61条第1項)			○
	(21) 立入検査等 (第62条第1項)			○
	(22) 災害等が発生した場合の届出の受理 (第63条第1項)			○
	(23) 災害が発生した場合の報告の命令 (第63条第2項)		○	
	(24) 災害発生時の指示 (第64条)		○	
	5 公安委員会等への通報 (第74条第1項)			○
42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 販売事業の登録に係る措置 (第3条第1項、第3条の2第2項、第4条第2項)		○	
	2 販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧 (第3条の2第3項)			○
	3 災害防止命令 (第13条第2項)		○	
	4 書面の交付及び再交付の命令 (第14条第2項)			○
	5 基準適合命令 (第16条第3項、第16条の2第2項)			○
	6 業務主任者等の解任命令 (第22条)			○
	7 登録の取消し等 (第25条、第26条)	○		
	8 販売事業者の登録の消除 (第26条の2)			○
	9 充てん設備に関すること。			
	(1) 設置の許可 (第37条の4第1項)		○	
	(2) 変更の許可 (第37条の2第1項、第37条の4第3項)			○
	(3) 撤去その他軽微な変更の届出の受理 (第37条の2第2項、第37条の4第3項)			○
	(4) 完成検査 (第37条の3第1項本文、第37条の4第4項)			○

(5) 高圧ガス保安協会等の完成検査を受けた旨の届出の受理（第37条の3第1項ただし書、第37条の4第4項）			○
(6) 高圧ガス保安協会等の完成検査の結果報告の受理（第37条の3第2項、第37条の4第4項）			○
(7) 基準適合命令（第37条の5第3項）			○
(8) 保安検査（第37条の6第1項本文）			○
(9) 高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理（第37条の6第1項ただし書）			○
(10) 高圧ガス保安協会等の保安検査の結果報告の受理（第37条の6第3項）			○
(11) 許可の取消し及び使用の停止命令（第37条の7）	○		
10 保安機関に関すること。			
(1) 認定（第29条第1項）		○	
(2) 認定の更新（第32条第1項）			○
(3) 一般消費者等の数の増加の認可（第33条第1項）			○
(4) 一般消費者等の数の減少の届出の受理（第33条第2項）			○
(5) 保安業務規程の認可及び変更認可（第35条第1項）			○
(6) 認定行政庁の変更の届出の受理（第6条、第35条の4）			○
(7) 変更の届出の受理（第8条、第35条の4）			○
(8) 承継の届出の受理（第10条第3項、第35条の4）			○
(9) 廃止の届出の受理（第23条、第35条の4）			○
(10) 保安業務の実施及びその方法の改善の命令（第34条第3項）			○
(11) 保安業務規程の変更命令（第35条第3項）			○
(12) 基準適合命令（第35条の2）			○
(13) 認定の取消し（第35条の3）	○		
11 消費設備の基準の適合命令（第35条の5）			○
12 液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定（第35条の6第1項、第88条第2項）		○	
13 認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し（第35条の10、第88条第2項）	○		
14 貯蔵施設及び特定供給設備に関すること。			
(1) 設置の許可（第36条第1項）		○	
(2) 変更の許可（第37条の2第1項）			○
(3) 撤去その他軽微な変更の届出の受理（第37条の2第2項）			○

	(4) 完成検査（第37条の3第1項本文）			○
	(5) 高压ガス保安協会等の完成検査を受けた旨の届出の受理（第37条の3第1項ただし書）			○
	(6) 高压ガス保安協会等の完成検査の結果報告の受理（第37条の3第2項）			○
	(7) 許可の取消し及び使用の停止命令（第37条の7）	○		
	15 販売事業者に係る届出等の受理（第6条、第8条、第10条第3項、第19条第2項、第21条第2項、第23条第35条の7、第38条の10）			○
	16 報告の徴収（第82条第1項、第2項）			○
	17 立入検査等（第83条第3項、第4項）			○
	18 消防庁等への通報（第87条第1項）			○
	19 消防庁等からの要請に係る措置（第87条第2項）			○
43 ガス事業法の施行に関する事務	1 監督処分に関すること。			
	(1) 報告の徴収（第46条第1項）			○
	(2) 立入検査（第47条第1項）		○	
	(3) ガス用品の提出命令（第47条の2第1項）		○	
44 電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 電気工事業の登録			
	(1) 新規の登録（第3条第1項）		○	
	(2) 更新の登録（第3条第3項）			○
	2 電気工事業の登録の消除（第14条）			○
	3 電気工事業の登録の拒否及びその通知（第6条）		○	
	4 登録証の交付（第7条第1項）			
	(1) 新規の登録に係るもの		○	
	(2) 更新の登録に係るもの			○
	5 登録証の再交付（第12条）			○
	6 登録行政庁の変更の場合における届出の受理（第8条第3項）			○
	7 承継等の届出の受理（第9条から11条まで）			○
	8 登録証の返納の受理（第15条）			○
	9 登録簿の謄本の交付等（第16条）			○
	10 登録消除の場合の電気工事の措置（第17条）			○
	11 自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等の受理（第17条の2）			○
	12 事業開始の延期等の勧告（第17条の3）		○	
13 危険等防止命令（第27条）		○		
14 電気工事業の登録の取消し等（第28条）	○			
15 苦情の処理（第33条）			○	
16 電気工事業の報告の徴収及び立入検査（第29条）			○	

	17 建設業者に関する特例に係る届出及び通知の受理（第34条第4項、第5項）			○
--	--	--	--	---

備考 総務県民室においては、総務県民課の表3の部1の項、3の項及び4の項、4の部、7の部、8の部1の項及び3の項、11の部2の項、4の項から6の項まで及び8の項から10の項まで、14の部1の項、30の部1の項、31の部1の項、33の部1の項、35の部、36の部2の項及び3の項並びに38の部2の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」と、「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
県民生活課	1 N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア に 関 す る 事 務	1 N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア に 係 る 連 絡 調 整 に 関 す る 事 務	○		
		2 文 化 及 び 生 涯 学 習 事 業 に 係 る 連 絡 調 整 に 関 す る 事 務	○		
	2 県 民 生 活 の 安 定 及 び 向 上 に 係 る 事 業 の 実 施 に 関 す る 事 務	1 県 民 生 活 の 安 定 及 び 向 上 に 係 る 事 業 の 実 施 に 関 す る 事 務	○		
	3 消 費 生 活 行 政 の 推 進 及 び 調 整 に 関 す る 事 務	1 消 費 者 啓 発 及 び 指 導 に 関 す る 事 務		○	
		2 消 費 者 教 育 に 関 す る 事 務		○	
	4 国 民 生 活 安 定 緊 急 措 置 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 指 定 物 資 の 標 準 価 格 等 の 表 示 に 関 す る 指 示 ( 第 6 条 第 2 項 )	○		
		2 指 定 物 資 の 販 売 価 格 引 下 げ の 指 示 ( 第 7 条 第 1 項 )	○		
		3 指 定 物 資 の 販 売 に 関 す る 報 告 の 徴 収 、 立 入 検 査 等 ( 第 30 条 第 1 項 )		○	
	5 生 活 関 連 物 資 等 の 買 占 め 及 び 売 惜 し み に 対 す る 緊 急 措 置 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 特 定 物 資 の 需 給 及 び 価 格 の 調 査 ( 第 3 条 )			○
		2 特 定 物 資 の 売 渡 し に 関 す る 指 示 、 命 令 、 裁 定 及 び 通 知 ( 第 4 条 第 1 項 、 第 2 項 、 第 4 項 、 第 5 項 )	○		
		3 特 定 物 資 の 販 売 等 に 関 す る 報 告 の 徴 収 、 立 入 検 査 等 ( 第 5 条 第 1 項 、 第 2 項 )		○	
	6 不 当 景 品 類 及 び 不 当 表 示 防 止 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 違 反 者 に 対 す る 禁 止 若 し く は 再 発 防 止 の た め の 必 要 事 項 又 は 公 示 そ の 他 必 要 事 項 の 指 示 ( 第 7 条 )	○		
2 違 反 者 及 び 関 連 事 業 者 に 対 す る 報 告 の 徴 収 及 び 立 入 検 査 ( 第 9 条 第 1 項 )			○		
3 身 分 証 明 書 の 交 付 ( 第 9 条 第 2 項 )			○		

7 特定商取引に関する法律の施行に関する事務	1 資料提出要求（第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第68条、特定商取引に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第18条）		○	
	2 申出の受理（第60条第1項、第68条、政令第18条）			○
	3 報告の徴収及び立入検査（第66条第1項から第3項まで、第68条、政令第18条）		○	
8 愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	1 愛媛県商品表示基準適合義務に対する指導（第18条第2項）		○	
	2 不適正な取引行為に対する指導（第21条）		○	
	3 地区物価対策県民会議の運営（第28条第2項）	○		
	4 指定商品の物価監視（第29条第2項）	○		
	5 指定商品の物価監視の結果に基づく必要な措置の指導又は勧告（第30条）		○	
	6 報告の徴収、立入調査及び商品等の提出の要求（第31条第1項）		○	
	7 身分証明書の交付（第31条第2項）		○	
	8 処理の経過及び結果の通知（愛媛県消費生活条例施行規則第26条第2項）		○	
	9 申出に対する必要な調査（第33条第2項）		○	
9 青少年の健全育成に関する事務	1 青少年の健全育成に関すること。			○
10 愛媛県青少年保護条例の施行に関する事務	1 有害図書類等の陳列に係る指示又は勧告（第5条第8項）		○	
	2 自動販売機等による図書類等又はがん具類等の販売又は貸付けに関すること。			
	(1) 自動販売機等の設置、変更等及び承継の届出に係る措置（第5条の3第1項、第3項、第5条の5、第5条の6第3項）			○
	(2) 届出済証の再交付（愛媛県青少年保護条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第6条第4項）			○
	(3) 指示又は勧告（第5条の7第3項）		○	
	3 自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売に関すること。			
	(1) 自動販売機の設置、変更等及び承継の届出に係る措置（第5条の3第3項、第5条の5、第5条の6第3項、第13条の6第1項、第3項）			○
	(2) 届出済証の再交付（規則第6条第4項、第11条第4項）			○
	(3) 指示又は勧告（第13条の5第2項）		○	

	4 報告の徴収、資料の提出の要求及び立入調査（第17条第1項）			○
	5 立入調査員の証の交付（第17条第2項）			○
11 消費生活協同組合法の施行に関する事務	1 定款変更の認可（第43条第3項）			○
	2 共済事業の規約の認定、変更又は廃止の認可（第43条第4項）			○
	3 員外利用の許可（第12条第3項）			○
	4 業務又は会計の状況の検査（第94条）			○
12 コミュニティづくりの推進に関する事務	1 コミュニティづくりの推進に関すること。			○
	2 地域づくり団体ネットワーク化促進事業の推進及び調整に関すること。	○		
13 女性に関する施策の企画及び調整に関する事務	1 男女共同参画に関する施策の企画			○
	2 男女共同参画に関する問題の調査及び研究			○
	3 男女共同参画に関する問題の連絡調整			○
14 省資源・省エネルギー運動の推進に関する事務	1 省資源・省エネルギー運動の推進			○
15 金融に係る消費者知識の普及に関する事務	1 金融に係る消費者知識の普及に係ること。			○
16 自然公園法の施行に関する事務	1 自然公園の簡易施設の維持			○
	2 自然公園内における行為の許可、届出等に関すること。			○
17 愛媛県立自然公園条例の施行に関する事務	1 県立自然公園の簡易施設の維持			○
	2 県立自然公園内における行為の許可、届出等に関すること。			○
18 自然環境の保全に関する事務	1 自然環境保全地域内における行為の許可、届出等に関すること。			○
	2 自然海浜保全地区内における行為の届出等に関すること。			○
19 交通安全対策に関する事務	1 市町交通安全実施計画に関すること。			○
	2 すぐやる交通安全対策班会議及び要望処理に関すること。			○
	3 交通安全推進員の推薦に関すること。	○		

20 消防に関する事務	1 消防思想の普及宣伝に関すること。			○
	2 市町の消防計画の作成の指導			○
	3 危険物取扱者及び消防設備士の免状及び講習に関すること。			○
21 消防法の施行に関する事務	1 移送取扱所の一時使用停止等の命令（第12条の2、第12条の3）	○		
	2 危険物保安監督者の選任及び解任の届出の受理（第13条第2項）			○
	3 移送取扱所の立入検査（第16条の5）			○
22 災害対策に関する事務	1 市町地域防災計画に関すること。			○
	2 災害情報の収集及び伝達に関すること。			○
	3 災害対策本部地方局支部の設置及び解散に関すること。	○		
23 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務	1 市町の国民の保護に関する計画に関すること。			○
	2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態に関する情報の収集及び伝達に関すること。			○
24 火薬類取締法の施行に関する事務	1 火薬庫外貯蔵場所の指示（火薬類取締法施行規則（以下この部において「省令」という。）第15条）			
	(1) 新規の指示	○		
	(2) 2回目以降の指示			○
	2 火薬類の所持（第21条第6号、第7号）			○
	3 所有権を取得した旨の届出の受理（省令第81条の14の表第15項）			○
	4 残火薬類の措置（第22条）			○
	5 火薬類の廃棄の許可（第27条）	○		
	6 廃棄の許可に係る変更の届出の受理（省令第81条の14の表第14項）			○
	7 定期自主検査の報告及び届出の受理（第35条の2）			○
	8 火薬庫の保安検査及び保安検査証の交付（第35条、省令第44条の2第4項）			○
	9 貯蔵の技術上の基準適合命令（第11条第3項）	○		
	10 火薬庫設置の承継の届出の受理（第12条の2第2項）			○
	11 販売業者の営業廃止等の届出の受理（第16条）			○
12 火薬庫の立入検査等（第43条）			○	
13 緊急措置（第45条）	○			
25 高圧ガス保安法の	1 第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の基準適合命令（第15条第2項、第18条第3項）	○		

施行に 関する 事務	2 第一種貯蔵所の設置の許可 (第16条第1項)	○		
	3 第一種貯蔵所の設置の許可 を受けた者の地位の承継の届 出の受理 (第17条第2項)			○
	4 第二種貯蔵所の設置の届出 の受理 (第17条の2第1項)			○
	5 第一種貯蔵所の変更工事の 許可 (第19条第1項)		○	
	6 第一種貯蔵所の軽微な変更 工事の届出の受理 (第19条第 2項)			○
	7 第二種貯蔵所の変更工事の 届出の受理 (第19条第4項)			○
	8 第一種貯蔵所の完成検査 (第20条第1項本文、第3項)		○	
	9 高圧ガス保安協会等の第一 種貯蔵所の完成検査を受けた 旨の届出の受理 (第20条第1 項ただし書、第3項)			○
	10 高圧ガス保安協会等の第一 種貯蔵所の完成検査の結果報 告の受理 (第20条第4項)			○
	11 販売事業の届出の受理 (第 20条の4)			○
	12 販売業者等に対する周知等 の勧告及びこれに従わない旨 の公表 (第20条の5第2項、 第3項)	○		
	13 販売業者等に対する基準適 合命令 (第20条の6第2項)	○		
	14 販売する高圧ガスの種類の 変更の届出の受理 (第20条の 7)			○
	15 第一種貯蔵所及び第二種貯 蔵所の用途の廃止並びに販売 事業の廃止の届出の受理 (第 21条第4項、第5項)			○
	16 特定高圧ガス消費の届出の 受理 (第24条の2)			○
	17 特定高圧ガス消費施設等の 基準適合命令 (第24条の3第 3項)	○		
	18 特定高圧ガス消費施設等変 更の届出の受理 (第24条の4 第1項)			○
	19 特定高圧ガス消費廃止の届 出の受理 (第24条の4第2項)			○
	20 販売主任者等の選任等の届 出の受理 (第27条の2第5項、 第28条第3項)			○
	21 販売主任者及び取扱主任者 の解任命令 (第34条)	○		
	22 危険時の届出の受理 (第36 条第2項)			○
	23 第一種貯蔵所の設置の許可 の取消し及び貯蔵の停止命令 並びに第二種貯蔵所の貯蔵等 の停止命令 (第38条)	○		
	24 車両に固定された容器への 充てん場所の届出の受理 (一 般高圧ガス保安規則第8条第 2項第1号チ)			○
	25 緊急措置 (第39条)	○		
	26 第一種貯蔵所に係る検査記 録の届出の受理 (第39条の11 第1項)			○

	27 第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の所有者等、販売業者並びに特定高圧ガス消費者からの報告の徴収（第61条第1項）			○
	28 立入検査等（第62条第1項）		○	
	29 事故届出の受理及び報告の命令に関すること。			
	(1) 災害が発生した場合の届出の受理（第63条第1項第1号）	○		
	(2) 高圧ガス若しくは容器又は容器証明書を喪失し、又は盗取された場合の届出の受理（第63条第1項第2号）			○
	(3) 災害が発生した場合の報告の命令（第63条第2項）	○		
	30 第一種貯蔵所の設置の許可及び許可の取消し並びに第二種貯蔵所の設置、販売事業並びに特定高圧ガスの消費及び消費停止の届出に係る通報（第74条第1項）			○
26 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 販売事業の登録に係る措置（第3条第1項、第3条の2第2項、第4条）	○		
	2 販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧（第3条の2第3項）			○
	3 災害防止命令（第13条第2項）	○		
	4 書面の交付及び再交付の命令（第14条第2項）	○		
	5 基準適合命令（第16条第3項、第16条の2第2項、第94条の2、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第13条第1項、第7項）	○		
	6 業務主任者等の解任命令（第22条）	○		
	7 登録の取消し等（第25条から第26条の2まで）	○		
	8 保安機関に関すること。			
	(1) 認定（第29条第1項）	○		
	(2) 認定の更新（第32条第1項）		○	
	(3) 一般消費者等の数の増加の認可（第33条第1項）		○	
(4) 一般消費者等の数の減少の届出の受理（第33条第2項）			○	
(5) 保安業務規程の認可及び変更認可（第35条第1項）		○		
(6) 認定行政庁の変更の届出の受理（第6条、第35条の4）			○	
(7) 変更の届出の受理（第8条、第35条の4）			○	
(8) 承継の届出の受理（第10条第3項、第35条の4）			○	
(9) 廃止の届出の受理（第23条、第35条の4）			○	
(10) 保安業務の実施及びその方法の改善の命令（第34条第3項）	○			
(11) 保安業務規程の変更命令（第35条第3項）	○			

		(12) 基準適合命令 (第35条の2)	○		
		(13) 認定の取消し (第35条の3)	○		
		(14) 報告の徴収 (第82条第1項、第94条の2、政令第13条第4項、第7項)			○
		(15) 立入検査 (第83条第2項、第4項、第94条の2、政令第13条第4項、第7項)		○	
		9 消費設備の基準の適合命令 (第35条の5)	○		
		10 液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定 (第35条の6第1項、第88条第2項)	○		
		11 認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し (第35条の10、第88条第2項)	○		
		12 貯蔵施設及び特定供給設備に関すること。			
		(1) 設置の許可 (第36条第1項)	○		
		(2) 変更の許可 (第37条の2第1項)		○	
		(3) 撤去その他軽微な変更の届出の受理 (第37条の2第2項)			○
		(4) 完成検査 (第37条の3第1項本文)		○	
		(5) 高圧ガス保安協会等の完成検査を受けた旨の届出の受理 (第37条の3第1項ただし書)			○
		(6) 高圧ガス保安協会等の完成検査の結果報告の受理 (第37条の3第2項)			○
		(7) 許可の取消し及び使用の停止命令 (第37条の7)	○		
		13 販売事業者に係る届出等の受理 (第6条、第8条、第10条第3項、第19条第2項、第21条第2項、第23条、第26条の2、第35条の7、第38条の10)			○
		14 販売事業者、設備士、特定液化石油ガス設備工事業者及び液化石油ガス器具等の販売事業者に対する報告の徴収 (第82条第1項、第94条の2、政令第13条第2項、第5項から第7項まで)			○
		15 立入検査等 (第83条第1項、第3項、第94条の2、政令第13条第3項、第7項)		○	
		16 液化石油ガス器具等の提出命令 (第83条の2第1項)		○	
	27	ガス事業法の施行に関する事務			
		1 監督処分に関すること。			
		(1) 報告の徴収 (第46条第1項)			○
		(2) 立入検査 (第47条第1項)		○	
		(3) ガス用品の提出命令 (第47条の2第1項)		○	
	28	電気工事業務の適正化に関する法			
		1 電気工事業務の登録			
		(1) 新規の登録 (第3条第1項)	○		
		(2) 更新の登録 (第3条第3項)			○